

香川高等専門学校七宝記念館委員会規程

平成21年10月1日制

定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第22条第2項の規定に基づき、七宝記念館委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 七宝記念館の運営方針に関すること。
- 二 七宝記念館の業務計画に関すること。
- 三 その他七宝記念館の運営管理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 副校長
- 二 各学科及び一般教育科教員 各1名
- 三 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任命)

第5条 第3条第二号に規定する委員は、各学科及び一般教育科からの推薦に基づき、校長が任命する。

(任期)

第6条 第3条第一号及び第二号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第7条 委員会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課教務係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。